

N E X T 2 1 公開空地の利用の取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、個性豊かで魅力あるまちなかの賑わいづくりを促進するため、新潟市が一部所有権を有するNEXT21の敷地内において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第59条の2の規定に基づく総合設計制度（以下「総合設計制度」という。）に定める空地（以下「公開空地」という。）の利用に関し必要な事項を定め、公開空地の利用促進と適正な維持管理を図ることを目的とする。

(役割分担)

第2条 市長とNEXT21管理組合（以下「管理組合」という。）は、良好な市街地環境の形成を目指す総合設計制度の趣旨を踏まえ、互いに連携して公開空地の利用促進に努めるものとする。

第3条 市長は、公開空地の利用に関し必要な事項を定め、公開空地の有効利用を促進するとともに、公開空地が適正に維持管理されるよう指導を行うものとする。

第4条 管理組合は、公開空地の利用について、市長への協議・報告を行うとともに、「NEXT21管理規約」にもとづき公開空地使用の手引きを定め、利用者への周知と適正な維持管理に努めるものとする。

(事前協議)

第5条 市長は、管理組合が当該公開空地を自ら利用し又は第三者に利用させようとする場合は、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ別記様式第1号により協議の申入書を提出させるものとする。ただし、別表1の協議の取扱い欄において、包括的に協議承認を得たものとする利用形式で維持管理及び安全管理上の支障がないものは、協議手続きを省略できるものとする。

- (1) 公開空地の維持管理に係る軽微な作業（清掃作業、植栽の剪定作業など）
- (2) 公開空地の利用の補助として考えられる軽微な物の設置（植栽ポット、ゴミ箱、テーブル、椅子など）

2 市長は、管理組合が前項の規定により協議を申し入れた公開空地の利用期間 終了後、継続して当該公開空地を自ら利用し又は第三者に利用させようとする場合は、同項各号に掲げる場合を除き、あらかじめ別記様式第1号により協議の申入書を提出させるものとする。

3 管理組合は、前2項の協議の申入書を市長に提出するにあたり、当該公開空地の利用に際し、必要とされる関係機関との事前協議（防火・安全性など）を終了していることとする。

(協議結果の通知)

第6条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による協議の内容が次の各号のいずれかに適合する場合は、別記様式第2号によりその旨を管理組合に通知し、協議内容に基づく利用を認めるものとし、次の各号のいずれにも適合しない場合は、別記様式第3号によりその旨を通知し、

協議内容に基づく利用を認めないものとする。

- (1) 良好なまちづくりに寄与するものなど、公開空地の有効利用を促進するものとして市長が認める占用的利用
- (2) やむを得ないものとして市長が認める一時的な占用利用

(公開空地の有効利用を促進するものとして市長が認める占用的利用)

第7条 第5条第1項及び第2項の規定による協議の内容が前条第1号に適合する場合とは、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合する場合とする。

- (1) 次のいずれかに適合する良好なまちづくりに寄与するものであること。
 - ア. にぎわいの創出や活性化に寄与するもの
 - イ. 地域の振興に寄与するもの
 - ウ. 憩いや安らぎを与えるもの
 - エ. 公共公益性のあるもの
- (2) 次のいずれにも適合する市街地環境を害しないものであること。
 - ア. 騒音などで周囲に悪影響を及ぼさないこと。
 - イ. 周囲の景観に配慮したものであること。
 - ウ. 公共の福祉に反しないものであること。
- (3) 次のいずれにも適合する歩行者等の自由な通行や利用を阻害しないものであること。
 - ア. 利用部分に、日常自由に通行し、又は利用できる旨を表示すること。
 - イ. 日常自由に通行できる通路幅を確保すること。
 - ウ. 常設的な工作物等の設置をしないこと。工作物等を設置する場合は、直ちに移動できる構造のものとする（商業施設部分については、車輪付など、随時移動できる構造とすること。）。
 - エ. 有料施設ではないこと（無料での自由な利用及び通行を阻害しない構造・雰囲気であること。）。
 - オ. 駐車場、駐輪場、車路等での利用をしないこと。
- (4) 利用期間は、必要最低限とし原則1年以内とすること。
- (5) 第5条第2項の規定により利用の継続を申し入れる場合は、適切な維持管理がなされていることが別記様式第4号により確認できること。

(やむを得ないものと認められる一時的な占用利用)

第8条 第5条第1項及び第2項の規定による協議の内容が第6条第2号に適合する場合とは、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合し、必要最低限の期間と認められる場合とする。

- (1) 建築物及び公開空地の維持補修等に関する利用であること（工事機材及び資材の仮置き、工事車両の駐車など）。
- (2) 公共公益性のある利用であること（献血車両の駐車など）。

(終了報告)

第9条 市長は、第6条の規定により認めた公開空地の利用が終了したときは、管理組合に対し、

別記様式第5号により報告を求めるものとする。ただし、第5条第1項の規定において包括的に協議承認を得たものとして利用を認めたものは、第11条の規定による報告に代えることが出来る。

(是正指導)

第10条 市長は、第6条の規定により認めた内容に反すると認められる利用があった場合又は公開空地の不適切な利用を確認した場合は（協議を省略したものを含む）、管理組合に対し報告を求め、是正指導を行うこととする。

(利用実績の報告)

第11条 管理組合は、毎年度末に過去1年間の利用実績を別記様式第5号により、市長に報告しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、公開空地の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

別表 1 公開空地で認められる地域まちづくり活動及び利用期間の要件

地域まちづくり活動の種別	地域まちづくり活動の区分	商行為の有無	協議の取扱い	期間要件	備考
<p>【種別①】 まちづくり、観光・産業振興、環境、福祉、文化・スポーツ、教育、生涯学習、社会貢献活動など公益的目的が認められるもの</p> <p>【種別②】 不特定多数の来街者を対象に、まちなかに新たな魅力と賑わいを創出し、地域全体の活性化に寄与するもの</p>	<p>公共団体や商店街、自治会組織などが主催・共催する活動、公共団体が後援する活動</p>	<p>—</p>	<p>別表 2 に示すまちづくり活動の種別の詳細の目的形式欄に該当するものは、包括的に市長の承認を得たものとし、事前協議を省略できる。</p>	<p>なし</p>	<p>第 7 条第 2 号及び第 3 号に掲げる基準に適合すること</p>
	<p>複数の事業者や個人から構成される実行委員会、協同組合、サークルなど目的を共有する団体が主催する活動（複数とは原則 3 者以上とし、事業者の場合は、同系列グループは含まないこと。）</p>	<p>無</p>			
	<p>個人や事業者が単独で主催する活動（ただし、商品販売や契約行為などの営利活動、特定の企業・商品の PR を主たる目的とする活動は除く）</p>	<p>—</p>	<p>別表 2 に示すまちづくり活動の種別の詳細の目的形式及び内容欄に該当するものは、包括的に市長の承認を得たものとし、事前協議を省略できる。</p> <p>ただし、その扱いに疑義のあるものは、第 6 条に定める協議の申入書を提出し、協議を行うものとする。</p>	<p>年間 180 日まで</p>	

別表2 公開空地で認められる地域まちづくり活動の種別の詳細

活動の種別	目的形式	内容
種別 ①	まちづくり全般	行政団体主催事業、地域交流イベント、フォーラム、講演会、ワークショップ、記念事業・公式行事の式典、公共広告活動等
	観光・産業振興	産業フェア（環境・農業・エネルギー・新技術等）、物産展・品評会・展示即売会、観光交流イベント、農水産物直売・朝市等、
	環境	環境フェア（環境・エネルギー・新技術等）等
	福祉	福祉フェア（医療・保健・介護・児童・育児等）、授産施設等福祉団体が実施する物品販売等
	文化	祭り、伝統行事、コンサート、踊り、演劇、伝統芸能、美術展覧会、アート・マンガイベント、食文化の啓発に貢献するイベント等
	スポーツ	スケート、ミニバスケット、フットサル、ラジオ体操、エクササイズ、スポーツ教室等
	教育、生涯学習	児童・学生作品展示、作品コンクール等 市民作品展、ボランティア活動、市民文化祭
	社会貢献活動など公益的目的のもの	社会貢献キャンペーン、チャリティーイベント、献血、募金、避難訓練、交通安全運動、市民相談（法律、健康等）、公益的イベントのチケット販売等
種別 ②	様々な企業や団体・個人が、それぞれの得意分野を活かしながら、地域やまちなかの魅力・賑わいづくりに自ら参加し、幅広い集客を図る機会を創出	季節イベント（年末年始、バレンタイン、クリスマス等）、ファッションショー、トークショー、音楽イベント、映写会、プロモーション撮影、公開番組、公開録音 直接販売収益を目的としない企業等のキャンペーン、パフォーマンス、大道芸、ステージイベント、学園文化祭、フリーマーケット、バザール、芸術・工芸などの作家による作品の展示販売 上記イベント等と同時に行う物品・食品販売（オープンカフェ、屋台、キッチンカー等）

公開空地の利用協議申入書

平成 年 月 日

(あて先)

新潟市長

建築物の所有者等

住所

氏名

印

電話

建築基準法第59条の2第1項の規定に基づき昭和・平成 年 月 日付け第 号で許可を受けた建築物に係る公開空地の一部を利用したいので、下記のとおり関係図書を添えて申し入れます。

なお、利用終了後又は利用期間終了後は、すみやかに原状復旧した後報告します。

建築物の名称			
建築物の所在地			
利用者			
利用内容 (趣旨・概要を記入) (詳細な内容、配置図、 計画図などは、別紙と して提出してください。)			
利用期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
公開空地実面積	m ²	有効公開空地面積	m ²
利用実面積	m ²	公開空地実面積に対する割合	%
利用の理由 (取扱いのどの内容に 該当するかを分かりや すく説明してください。 別紙としていただ いても構いません。)			

(新潟市記入欄)

受付	起案	決裁		協議番号	
	平成 年 月 日	平成 年 月 日		第 号	
	係	課長補佐	課長補佐	課長	

(注) 1 公開空地の利用協議申入書は、正副2部提出してください。

建築物の所有者等

氏名 様

新潟市長

印

適 合 通 知 書

平成 年 月 日に下記の内容で申し入れされた公開空地の利用について、公開空地の利用の取扱いに定める利用内容に適合していることを通知します。

記

建築物の名称			
建築物の所在地			
利 用 者			
利 用 内 容 (趣旨・概要を記入) (詳細な内容、配置図、 計画図などは、別紙。)			
利 用 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
公開空地実面積	m ²	有効公開空地面積	m ²
利用実面積	m ²	公開空地実面積に対する割合	%
利用の理由			

(注) この適合通知書を、利用期間中、利用している公開空地部分で見える場所に掲示してください。

建築物の所有者等
氏名 様

新潟市長 印

不 適 合 通 知 書

平成 年 月 日に下記の内容で申し入れされた公開空地の利用について、公開空地の利用の取扱いに定める利用内容に不適合であることを通知します。

不適合の理由

記

建築物の名称			
建築物の所在地			
利 用 者			
利 用 内 容 (趣旨・概要を記入) (詳細な内容、配置図、 計画図などは、別紙。)			
利 用 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
公開空地実面積	m ²	有効公開空地面積	m ²
利 用 実 面 積	m ²	公開空地実面積に対する割合	%
利 用 の 理 由			

維持管理状況報告書

平成 年 月 日

(あて先)

新潟市長

建築物の所有者等

住所

氏名

印

電話

建築基準法第59条の2第1項の規定に基づき昭和・平成 年 月 日付け第 号で許可を受けた建築物に係る公開空地の維持管理状況を報告します。

建築物の名称	
建築物の所在地	
利用者	
利用期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
利用内容 (趣旨・概要を記入) (詳細な内容、配置図、 計画図などは、別紙と して提出してください。)	
維持管理状況概要 (詳細な内容、配置図、 写真など、状況の分か るものを別紙として併 せて提出してください。)	

(新潟市記入欄)

受付	起案 平成 年 月 日	決裁 平成 年 月 日	協議番号 第 号	
	係	課長補佐	課長補佐	課長

(注) 1 維持管理状況報告書は、正副2部提出してください。

平成____年度 年間利用実績報告書

平成 年 月 日

(あて先)

新潟市長

建築物の所有者等

住所

氏名

印

電話

建築基準法第59条の2第1項に基づき昭和・平成 年 月 日付け第 号で許可を受けた建築物に係る公開空地の年間利用実績を報告します。

建築物の名称	
建築物の所在地	
実績報告者 (建築物の所有者と異なる場合は記入して下さい。)	住所 氏名 電話
年間利用件数	件
年間利用日数	日
利用状況概要	件別に利用日、利用責任者、内容、集客数が分かる一覧を添付して提出して下さい。書式は問いません。(内容に疑義がある場合、配置図、写真など、詳細資料を追加で求めることがあります。)

(新潟市記入欄)

受付	起案 平成 年 月 日	決裁 平成 年 月 日		報告番号 第 号
	係	課長補佐	課長補佐	課長

(注) 1 年間利用実績報告書は、正副2部提出してください。

(注) 2 年間利用実績報告書は、毎年4月1日から翌年3月31日までを1年度として、この期間内の利用実績を報告してください。

(注) 3 年間利用実績報告書は、報告する年度の最終日(3月31日)から30日以内に提出してください。